

シンジケートローン等における証券担保利用に関する研究会 報告書について

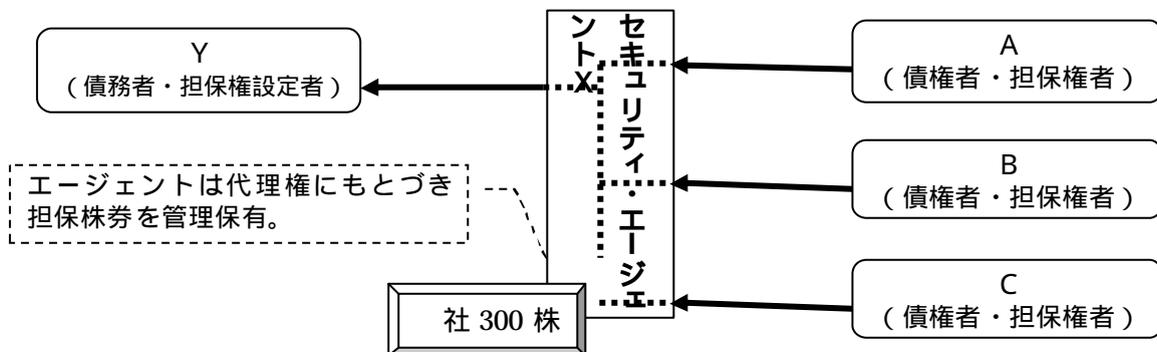
1. 本研究会における検討経緯

(1) 問題点

	株 式	株式質（単独質権者）	株式質（複数質権者）
現 行	現物株券（ただし保振制度の場合は口座管理）	株券の占有を質権者に移転させることが前提	株券の占有を代理占有で複数実現（管理はエージェントなど）
電子化	口座管理（ペーパーレス）	質権者名義の口座の振り替える	誰名義の口座に振り替えるか？ 現物株券の場合と同様の権利関係を維持できるか？

- シンジケート・ローンのように複数の債権者を参加者として組成される融資形態において証券を担保とする場合、当該証券がペーパーレス化した際の取扱いに関し、上記網掛け部分が明確でない。
- 株券電子化後も、現在シンジケート・ローンなどの実務において利用されている証券担保、特に株式担保について利用可能な新振替法上の取扱いについて検討が必要。

【現物株券を対象とする現行の取扱い】



- ・ シンジケート・ローンなど複数債権者が、一担保物に対し担保権を設定するケース。
- ・ 現行では、エージェントが各担保権者の代理占有する形で担保設定・管理。株券の占有管理は、エージェントが行う。
- ・ また、当該担保に対する順位付けが可能となっており、具体的には、民法 355 条の動産質の順位に関する規定により、設定順をもって順位付けが可能な取扱い。

(2) 研究会の設置・検討

- 上記(1)の問題点について、法的問題を中心に検討を行い、考え方を整理したうえで報告書をとめまとめ、市場関係者の共通ルールの醸成の促進を図ることを目的として、「シンジケート・ローン等における証券担保利用に関する研究会」を設置(平成19年9月)。
- 座長は森下哲朗教授(上智大学)、委員は、本件に詳しい有識者として弁護士、銀行担当者、当協会業務部長。オブザーバーには、法務省、日本銀行、日本証券業協会、証券保管振替機構。
- 平成19年10月~12月にかけて、3回の会合を開催。

2. 報告書の概要

(1) 検討対象および検討事項

検討の対象とする具体的な設例

1. Y(債務者)に対し、A、B、Cがシンジケート・ローン取引を行う。この場合のセキュリティ・エージェントはX。本件融資取引の担保として、社株式300株をYから差し入れる。
2. Aは、自己のYに対する当該債権をDに譲渡する。

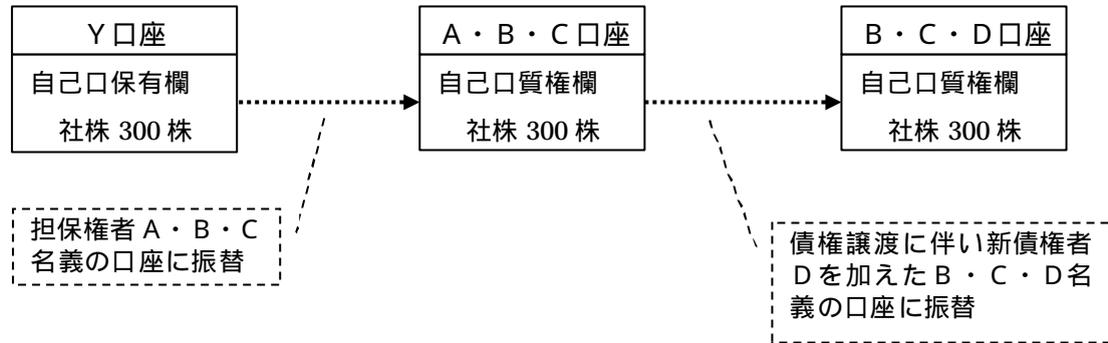
株券電子化以降も実現が期待される取引内容

- 債権譲渡に伴う担保権の随伴性・継続性が確保されること。
- 担保権の設定や譲渡に係る手続き(口座管理機関への振替申請等)はセキュリティ・エージェントのみが行い、いちいち全ての債権者が手続きに関与しなければならないということがないこと。
- 担保権者間で優先劣後の関係を作り出せること。

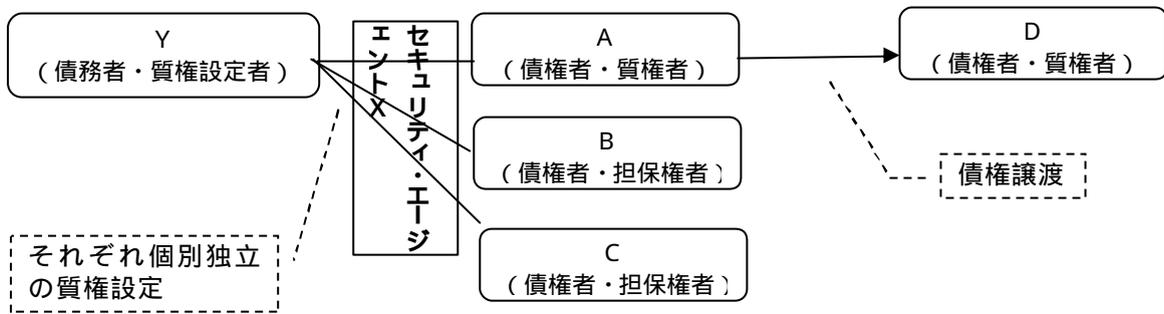
(2) 報告書の結論

- 現行の複数担保権者の取扱いにおいて、通常、同順位、個別単独の担保権設定が行われているところ、新振替制度上の取扱いにおいては、そのような当事者間の担保設定の合意を前提として、当該複数担保権者を名義人として口座を開設し、当該口座へ担保権設定者から担保対象株式を振り替え、記録されることにより、現行同様に同順位、各担保権者単独の担保設定が可能との意見が多数(この考え方にもとづき全体を整理)。
- 債権譲渡に伴う当該担保の随伴性については、譲受人を新たな口座名義人として、その他の担保権者と複数人名義口座を開設し、当該口座に譲渡前の譲渡人を名義に含む口座から振り替えることが考えられるところ、この振替後の口座の記録は、担保権の新たな設定ではなく、担保の効力は継続するものとして理解されるとの意見が大勢。

【振替上の取扱い】



【担保関係】



以 上